

第1975回埼玉県教育委員会定例会議事録

- 1 日 時 令和6年2月8日(木) 午前10時開会
午後0時3分終了
- 2 場 所 埼玉県教育局教育委員会室
- 3 出席者 日吉教育長、戸所教育長職務代理者、坂東委員、小林委員、首藤委員、櫻井委員、石井副教育長、古垣教育総務部長、青木県立学校部長、石井市町村支援部長、橋本特別支援教育課長、中沢教育政策課長、井澤財務課長、佐藤財務課主幹、山崎ICT教育推進課長、案浦教育総務部副部長兼総務課長(書記長)、角坂県立学校人事課長、岡島小中学校人事課長、澤田小中学校人事課管理主幹
小島書記、岩城書記、太田書記
- 4 会議の主宰者 日吉教育長
- 5 会 議
- (1) 前回議事録の承認
- 全出席委員異議なく本件記載どおり承認
 - 日吉教育長が、櫻井委員を議事録の署名者に指名した。
 - 会議を公開しないこととする事項について
日吉教育長が、第5号議案から第13号議案までの審議について、会議を公開しないこととする動議を提出
全出席委員がこの動議に賛成し、当該事項について会議を公開しないことに決定
 - 日程の変更について
日吉教育長が、日程を変更し、会議を公開しないこととした事項以外の日程について先に行うこととする動議を提出
全出席委員がこの動議に賛成し、日程を変更することを決定

(2) 報告事項

県立特別支援学校医療的ケア体制充実事業について

橋本特別支援教育課長（提出理由、特別支援学校における医療的ケアとは、医療的ケア実施体制整備の必要性、医療的ケア実施体制とその充実に向けた取組、現状・課題と今後の対応について説明）

坂東委員 総合教育会議で進捗状況を説明いただきましたが、とうとう実現までよくこぎつけられたと思います。医療的ケア児の数が令和5年度は14人増えていますが、そのほとんどがスクールバスに乗れない子供たちという理解でよろしいでしょうか。

橋本特別支援教育課長 そうです。

坂東委員 ということは、これからは肢体不自由の子やスクールバスに乗ることのできる子も多少いるけれども、やはり一人に1台でないと難しい子供たちが増えていく予想は立つと思うのですね。そうしたときに、福祉タクシーの数が足りるのかということが懸念されます。今後の見通しはどのようなのでしょうか。また、訪問看護師も非常に忙しいので、潜在看護師の掘り起こしも必要なのではないかと思います。

橋本特別支援教育課長 一番の課題として福祉タクシーの事業所や訪問看護ステーションに事業が浸透していないというところがありました。まずは、周知に努めて事業所の理解は進んでおり、利用の増につながっているところです。事業周知を進めることで掘り起こしなどを進めることを考えております。

櫻井委員 医療的ケア児と一言で言っても、症状も対応もそれぞれ違うと思います。医療的ケアを行う者の中に担当教員という特別の講習を受けた方がいて、行うことのできる行為があるのだと思いますが、担当教員が対応できる児童生徒の割合と看護教員などでないと対応できない児童生徒の割合は何パーセントくらいか分かりますか。

橋本特別支援教育課長 担当教員が対応できる児童生徒というよりは、例えば胃ろうの滴下といった一つの対応でも10のうち7つくらいを担当教員が行い、残りの3つを看護教員が行うような形です。一番リスクの高い行為は看護教員

が行い、それ以外の行為を担当教員が行うようなイメージで実施している状況です。

櫻井委員 看護教員が何らかの事情で不在のときに、担当教員のみで対応できるというものではないという認識でよろしいでしょうか。

橋本特別支援教育課長 基本的にはそういうものです。

櫻井委員 担当教員の育成についてですが、以前に何校か訪問したときに、この研修は希望する方のみが受けると伺いました。県の方で担当教員を育成するために働き掛けや割り当てて研修を行うといったことを行っているかどうか教えてください。

橋本特別支援教育課長 医療的ケア運営協議会という学校の看護教員や管理職などで構成している会議があります。そういった場で担当教員の育成について引き続き取り組むようにと周知はしているところです。基本的に医療的ケア児の担任になった先生が研修を受けて担当教員になっていくという形になっています。

櫻井委員 医療的ケア児の人数が少しずつ増えてきており、今後も増える見込みがあると思います。育成を学校に任せるというよりは、ある程度計画的に人事異動で担任が変わっても新たな担任がその児童生徒に対する指導ができるような体制を少しずつでも構築できるようにした方がよいかと思います。今後検討をお願いしたいと思います。

橋本特別支援教育課長 先ほどの運営協議会などの場面でそうしたことも含め働き掛けてまいりたいと思います。

小林委員 通学支援の取組は16名の保護者の方が利用されたということですが、スクールバス以外の通学支援が必要な医療的ケア児185名中の16名ということではよろしいでしょうか。

橋本特別支援教育課長 そのとおりです。

小林委員 この185名のうち、自分で送迎を行いたいと考えている保護者とその支援を利用したいと考えている保護者の割合は分かりますか。

橋本特別支援教育課長 今年度185名のうち希望者は約40名でした。保護者

も基本的には経済的な負担や心身の負担の面で通学支援はよいものであるという事は御理解いただいています。保護者はこれまで自主送迎が基本になっており、直接子供の様子を担任の先生に伝えた方が正確で安心であるなどの思いをお持ちであるというところがあります。そのような中でこの事業が始まりましたので、現状の認識が少しずつ変わってきはじめているというところもありますが、まだそこが解消しきれない状況だと考えています。

小林委員 40名中16名が利用できていて、24名が利用できていないということですが、実際何人看護師が足りていなかったのかを教えてください。

橋本特別支援教育課長 16名が既に利用しており、あと10名は既に準備はできています。40名のうち約7割が今年度中にこの制度を活用できるような見込みになっています。利用に結びつかなかった方々の事情としては、まず事業所の問題として小規模の事業所しかなく人が出せないですとか、あるいは小児対応の事業所ではないであったり、事業所とのマッチングができなかったということと、保護者自身が事業所を見つけて契約の手続をしなければならないというところの負担感といったところでできなかったという状況があります。

小林委員 よく分かりました。数字だけではないところは非常に大事だと思っています。これを伸ばしていくためにどうしていくかといったときに、利用に結びつかなかったところの分析を是非来年度以降生かしていただければと思いました。

坂東委員 一人1台でないと乗車できない子もいれば、少し大きめのバギーみたいなものが寝たまま乗せられる装置のあるタクシーが必要な子など多岐にわたります。多少時間をずらせば、1か所回った後、別のところを回る仕組みがあってもよいのかなと思います。多少授業がずれても使いたいという方にとっては授業時間をずらしたり、いろいろなことを工夫して変えていく必要があるのかなと思います。

日吉教育長 実際にはお子さんと看護師さんとの相性みたいなものもあります。事業所さんもかなり幅広く遠いところも含めてやらせていただいて通っていらっしゃる方もおられるのですが、そのマッチングのところはいろいろ難しい

などと思います。

戸所教育長職務代理者 資料6ページに体制の図がありますが、教育委員会から学校に一方通行に矢印が下りてきていますが、学校で解決できない問題や、学校の組織的な問題で教育委員会にお願いしなければならない問題といった逆の矢印が当然あると思うのですけれども、学校の校内委員会と運営協議会はどういう形でお互いにやり取りし合っていて高めているのでしょうか。具体的にお聞きしたいと思います。

橋本特別支援教育課長 運営協議会は基本的に学校の課題を協議する場ですので、双方向のやり取りがあります。例えば、今までの医療的ケアの中に収まらないような新しいケアの部分が出てきたりすることがあります。そういったことについては、各学校から事例をあげてもらい、運営協議会の中で試行的に実施をしてよいかといった協議を行い、認められると学校に返答し、学校で試行的に行い検証していくというような体制になっています。

戸所教育長職務代理者 こういう例が学校にあって、それが運営協議会に上げられて、議論をして結果的にはこういう形で学校の校内委員会に回答したという具体例はあるのでしょうか。

橋本特別支援教育課長 はい。例えば注入の中で、給食をすりつぶしてシリンジを用い注入するといったニーズに応じてよいかといった議題が学校から上がってきました。それを運営協議会の中で検討し、更に運営協議会の中の作業部会において、メンバーの医師に所見を聞き、試行的に実施しましょうということで学校に返答し、現在学校で取り組んでいるところです。

(3) 次回委員会の開催予定について

2月21日(水)午前10時

<非公開会議結果>

議事

第5号議案 県議会令和6年2月定例会提出予定案件について

上程

知事が作成した県議会令和6年2月定例会提出予定案件について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を述べました。

第6号議案 県議会令和6年2月定例会提出予定案件について 上程

知事が作成した県議会令和6年2月定例会提出予定案件について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を述べました。

第7号議案 県議会令和6年2月定例会提出予定案件について 上程

知事が作成した県議会令和6年2月定例会提出予定案件について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を述べました。

第8号議案 県議会令和6年2月定例会提出予定案件について 上程

知事が作成した県議会令和6年2月定例会提出予定案件について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を述べました。

第9号議案 県議会令和6年2月定例会提出予定案件について 上程

知事が作成した県議会令和6年2月定例会提出予定案件について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を述べました。

第10号議案 県議会令和6年2月定例会提出予定案件について 上程

知事が作成した県議会令和6年2月定例会提出予定案件について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を述べました。

第11号議案 教職員の懲戒処分について 上程

非違行為を行った南部地区の公立中学校の男性教諭（44歳）に対して、免職する懲戒処分等を決定しました。

第12号議案 教職員の懲戒処分について 上程

酒気帯び運転を行い交通事故を起こした熊谷市立富士見中学校の男性教諭（37歳）に対して、6月間停職する懲戒処分を決定しました。

第13号議案 教職員の懲戒処分について 上程

交通事故を起こした幸手桜高等学校の男性教諭（31歳）に対して、1月間停職する懲戒処分を決定しました。